

燕国長細形一璽印の釈読

栗 躍 崇

はじめに

戦国時代の燕国の璽印には、長細形璽印が数多く見える。すなわち、『古璽彙編』（羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月）所載の番号「〇〇二二」、「〇〇二六」、「〇三六一」、「〇三六二」、「〇三六三」、「〇三六四」、「〇三六五」、「〇三六六」、「〇三六七」、「〇三六八」^{（注1）}、「〇三六九」、「三八三八」、「五五四七」、「五五六二」がそれで、手元の資料によれば、形制が一類のこれらは、戦国時代にただ燕国にだけ見られる特別な存在である。この長細形璽印は、特異な形状に加えて、印文に「罽」字が付くことや、全件が陽文であるなどの特徴があることから、研究者間に異説が行われ、現在、古璽印研究界の謎めいた存在となっている。

研究の動機及び先行研究

『燕下都（上）』（河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月）八四一頁に載せる一件の燕国古璽の印文に対して、後年に発表された釈読が気を引いた。その璽印は、河北省武陽台村で採集された。陽文の印面は長細形で枠がなく、印体には八棱柱形の柄がついている。柄の末端はやや太く、一側面に半円形の環鈕がある。『燕下都（上）』では印文を釈読していない。印の高さは一〇・七cm、縦・四・四cm、横・一・一cmである。『燕下都（上）』^{（注2）}の八三

九頁（図版四八四）には、印影と印鈕の図版があり、『燕下都（下）』^{（注3）} 図版一七九（六）には、カラーの写真図版を載せている（図一）。

手元の資料によれば、この璽印の印文（図三）を最初に釈読したのは董珊氏である。董珊氏は、『戦国題銘与工官制度』^{（注4）}の中で、初めて、この璽印の印文を「罽（闕？）市麻瑞」と釈読した。しかし、「罽」については、「闕」かとも疑っている。

ついで二〇〇五年、趙平安氏は『燕国長条形陽文璽印中的所謂襯字問題』^{（注5）}に、古文獻などを引用して「罽市麻罽」と釈読し、「罽市」を市名として、燕国の「罽市」に麻類品物の流通や販売を主管する官員（職官）の用印であるとの結論を出した。二〇一一年、趙平安氏の論文をまとめて出版した『金文釈読與文明探索』^{（注6）}にも、二〇〇五年の同論文を再録しているが、結論は同じである。氏は「罽市」を市名と解説したが、「罽市」に関する詳しい考査をしていないため、執筆者は簡単に市名と断定できないものと考えた。

二〇一〇年一月、周曉陸氏主編の『二十世紀出土璽印集成』^{（注7）}（中華書局二〇一〇年一月）には、この璽印の印影を収録し、印文を「罽庚罽」^{（注8）}と釈読している。同書の四八頁には番号（二一GY一〇〇二二）を附して、「東周（燕）銅・柱鈕 通高・一〇・七cm 縦・四・五cm 横・一・二cm」との情報を載せているが、『燕下都（上）』に載せる寸法とはやや違いがある。

いま問題とする一類の璽印は、形制が普通の璽印と異なって、印面は長細く、印文は一行に列なり、枠が無く、陽文である。また、印体には柄があり、

印鈕（鼻鈕）は印体の側面に付いている。『古璽彙編』に収録する十四件の燕国長細形璽印の印影及び【□□里尹身（支）鐫】（注8）、【武都市鐫】（注9）と『芸林月刊』第八十五期収録の【□□率□鐫】（注10）、及び本論文収録の【閔市艸（草）鐫】には、末字に「鐫」字を使っているものが十二件ある。この十二件の長細形璽印には、自ら「鐫」と名している特徴があり、燕国の璽印に属することは、研究者が等しく認めるところで疑いがない。先行研究によって、この種の長細形燕璽印の用途は、同時代に共存した他の璽印と違いがあると考えられる。

一般に、特別な形制は特別な用途を持つといえる。すなわち、この八件（注11）を含む柄のついている一類の燕国長細形璽印の用途を考える際には、燕国の烙馬印「日庚都萃車馬」（注12）と斉国の烙木印「左桁正木」（注13）及び楚国の郢再金用印（注14）が参考になる。長細形燕璽印は、印文に「鐫」字とあるとおり、燕国の量器、祭器、酒器の三つの作用を有する陶器、すなわち執筆者が命名した「燕陶鐫」（注15）のために造った専用印であるとの結論を得ている（後述参照）（注16）。

さて、『燕下都（上）』八四一頁に載せる問題の燕国璽印一件の文字に関する論文は、趙平安氏以外になく、当該璽印の文字の釈読には、上述の三氏の間違がある。本論文は、『古璽彙編』と『古陶文彙編』を中心に、戦国文字類に関する文献や書蹟を考査し、『燕下都（上）』八四一頁収録の河北省武陽台村で採集された燕国長細形璽印一件の印文を、新たに釈読しようとするものである。釈読には、文字を分解した後、再度組み合わせ、単字の場合は、燕国や同時代の他国の文字を参照する方法を用いる。

本論（釈読）

【閔市艸（草）鐫】

執筆者は現件を実見していないが、印影から見れば、四つの文字はすべて反

文で、図三の印影は拓本と思われる。そこで、その図版を鏡文字のように反転してみた（図四）。こうすることでより解りやすくなる。

【閔】…最初の文字は「閔」と釈読すべきであるというのが、執筆者の主張である。当該字は、今まで燕国文字の中に見たことがない。「門」と「亥」字より出来ている文字なので、燕国文字では、門と組み合わせた文字、すなわち『古璽彙編』（所載の番号三四一四、三四四〇、三五一四）の「閔」字が参考になる（後掲の表一参照）。また、「亥」字は、執筆者の手元の資料によれば、燕国文字には未見であるので、『古璽彙編』（所載の番号五三九八）がよい参考になる。なお、『説文解字』には「𠂔、外閉也。从門亥声。」と解字している（注17）。

【市】…燕国文字特有の代表的な字形である。裘錫圭氏によって釈読され、文字学者の認めるところである（注18）。『古璽彙編』に収録されている燕璽（四一九、〇三六一、〇二九二、〇三五四、〇二九七、二八二一、五五七〇、〇八七〇）と『古陶文彙編』に収録している河北省で出土した陶文（四・二〇、四・一五二）が参考になる（後掲の表二参照）。

【艸（草）】…『説文解字』に「艸、百艸也。从二艸。凡艸之属、皆从艸。」（注19）と解字している。燕国文字に見えない字形であるので、「艸」と組み合わせている燕璽文字を参考にした。釈読には『古璽彙編』（番号〇二九三、二二八三、二二八四、二二八六、二二八八）が参考になる。すなわち、艸の下半部に附加される四つの点は、文字の飾り筆画と考える。飾り筆画（飾り筆画は飾筆、亦た裝飾筆画、羨画、贅筆とも称する。文字の進化過程で、文字形体の美化或いは裝飾のために加えた筆画である。この加えた筆画は、字の音義に関係がなく、文字の羨余の部分である。）（注20）は、古文字の中に多用され、璽印文字にもよく使われている。特に、劉釗氏は『古文字構成学』に「𠂔（𠂔）字」と「𠂔（𠂔）字」を例として、「古文字中、常に文字の一つの縦画の両側に対称的な点を加え、飾り筆画とする。」（注21）という結論を提示している。氏の結論は「𠂔」字を「艸（草）」と釈読する根拠の一つである（後掲の表三参照）。

そして、「閔」字の「門」構え及び「鏹」字の金偏には、飾り筆画を使っていることがはっきり認められる。したがって、「艸(草)」の縦線の両側に対称的に加えられた点は、飾り筆画と理解できる。

【鏹】…『説文解字』に未収文字である。燕国文字中の特有の字形であるので、『古璽彙編』に載せている各字形(〇一二六、〇三六一、〇三六二、〇三六三、〇三六四、〇三六五、〇三六六、〇三六七)が参考になる(後掲の表四参照)。前に例を挙げた長細形の「鏹」字が付く燕璽と比べて、ここの「鏹」字には、飾り筆画が使われていることが判明した。

執筆者は、「閔市」は即ち「疚市」であると考える。『説文解字』に「𠄎」、二日一発瘧。从疒亥声。」と解字している。閔と疚^(注22)は発音が同じで、「亥」はその発音である。「閔」・「疚」は同声系の文字に属しているので、同音仮借の文字に属する。戦国文字に同音仮借する例があることは、何琳儀氏の『戦国古文字典(戦国文字声系)』にも明らかである。^(注23)「閔市」即ち「疚市」については、宋時代の呉処厚の『青箱雜記』に、「蜀有疚市、而閔日一集、如疚瘧之一発、則其俗又以冷熱発瘧為市喻。」^(注24)の記載がある。これにより、疚市は今も農村に存在する月の偶数日に開き奇数日に閉ざす市であること、またその形態の「閔市」が戦国時代にまで遡ることが知られる。「艸(草)」は、「閔市」の性質を限定する草市の意味をもっている。傅振倫氏の「都邑、城為内城、郭為外城。城内為里、外城内為郷、外城外為郊、郊外為遂。郊、遂是農民和耕田所在。農民聚為村落。郷官有里正、伍老(韓非子・外儲説右)。…燕国制度也大略如此」。^(注25)との論断によって、燕国の草市は、「郊」と「遂」に設けられた、農民を中心とする庶民化した市と考えられる。そして、「草」には粗末の意味もある。『古陶文彙編』に収録する山東省出土陶文には、「草」を末字に用いている陶片が多く見える(番号三・一〇三、三・一〇四、三・二二三三、三・三三五五)。執筆者はこれらの「…草」は、草市自体または草市に向けての粗末な製品を指すと考えている。「鏹」は量器、酒器、祭器の三つの用途を一体化した器物

で、罈の支派の一種類である。燕国で用途が変わるとともに、量器としての用途が特に重視されていた。先にも述べたとおり、執筆者はこの燕国長細形璽印を燕陶鏹に鈐印するために生まれた専用印であるとの結論を得ている。

燕地からは、「鏹」字が付いている燕国の長細形璽印のほかにも、その璽印に対応する陶文印跡が数多く出土している。長細形璽印と陶文印跡の両者の文字内容が完全に一致するものはないが、燕国長細形璽印の研究には、これら陶文印跡は不可欠の資料であり、相互によい参考になる。

これら燕地出土の陶文印跡に、「…器鏹」^(注26)の文字内容があり、これらの陶器は自ら「鏹」と名している。その完器の一つ^(注27)に燕下都郎井村十号作坊遺跡(戦国中期)出土、泥質灰陶、器高・二八cm、口径・一二・八cm、底径・一〇cmがある。この陶器の銘文は「左匄^(注28)器鏹・左匄湯^(注29)、□□□・左匄^(注30)」であるとおり、自ら「鏹」と名している。すなわち、この陶器は燕国に存在していた量器の燕陶鏹である。このことから、「鏹」は燕国の長細形璽印の名ではなく、容器の名であることが明らかである。「燕国長細形璽印の用途の一つは、硬い器物に叩き込んで印跡を付けるものである」と考えている。なぜならば、その燕国長細形璽印の【左軍丞鏹】や【中易都呉(虞)王^(注31)】には、印面文字の点画が抜がって太くなっているほか、柄の頂部末端には叩かれた痕跡がはっきりと見えるからである。どのような硬い器物に鈐印したのかについては、これまで説明されていなかった。執筆者はその硬い器物が、青銅で造った鏹であると推測する。しかし、燕地には青銅製の鏹の出土がなく、陶文印跡以外に鈐印された印跡も見えない。燕国の青銅鏹の存在を証明する考古発見があることを期待している。

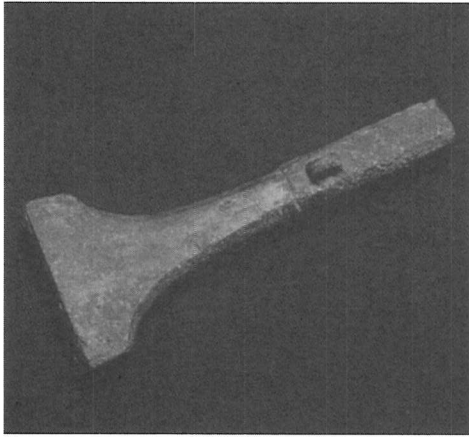
結論(当該璽印の用途)

以上のとおり、「閔市艸(草)鏹」の印が押されている燕陶鏹は、庶民を中心

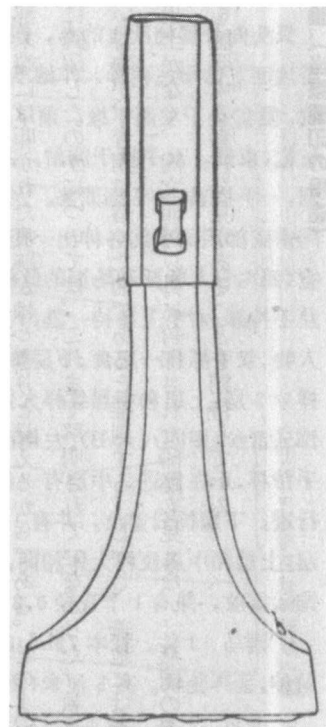
とする草市で販売している商品である。そしてこの印の作用は、商品である燕陶罍の販売場所を限定することである。また、「艸(草)」字は、「閔市」の市場性質(即ち草市)を指すと同時に、粗製品の意味もあることから、商品にわずかな欠点があることをも指す。この罍印の文字は、他の一類の長細形罍印の文字に比べると形は相当自由で、飾り筆画も使用している。これらを総合して、この罍印は、販売する場所と対象を限定する「燕陶罍」に押す専用印と考える。最後に、この一件の罍印文字を釈読しえたことから得られた情報三つを、次に付記しておく。

- ① (閔市) 草市は、戦国時代にも存在していた。
- ② 長細形燕罍の文字には飾り筆画も使用されている。
- ③ 燕陶罍は、燕国で量器、祭器、酒器として、全国で通用していた。上流階級が重視していたと同時に、庶民たちにも重視されていた。特に、量器としての用途は、全民性を持っていた。

図一【『燕下都(下)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 図版一七九(六)】



図二【『燕下都(上)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 八四一頁】



図三【『燕下都(上)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 八四一頁】



図四【図三の図版を反転した状態】



[表一]

閔							
門 <small>(図注一)</small>		二十世紀新出土璽印集成			亥		
系分け	古璽彙編		正面	裏面	古璽彙編		系分け
	番号	印影部分			印影部分	番号	
燕	3414					0597	不詳
	3440					5398	
	3514					2192	
	4091					3468	
楚	0168					2192	齊
	0183					3468	
	0295					0597	
	3215					2192	
	5559					3564	
齊	0028				古陶文彙編		
	0033				陶文影	番号	出土地
	0173					5・95	陝西
	0177					5・203	
	0650					5・218	楚
戦国璽印分域編							
秦	番号	印影部分					
	2923						
古陶文彙編							
山東	番号	陶文影					
	3・6		齊魯古陶文字				
	3・11		陶文影	番号	出土地		
	3・34			4・66	山東		
	3・336		陶文編				
	3・391						
陝西	5・95		陶文影	番号	出土地		
	5・240			14・101	未詳		

[表二]

市 (图注二)							
系分	古璽彙編		二十世紀新出土璽印集成		古陶文彙編		
	编号	印影部分	表面	裏面	陶文	编号	出土地
燕	4119					4・20	河北省
	0361					4・151	
	0292					3・717	山東省
	0354					3・653	
	0297					3・648	
	0870					3・649	
	2821					3・651	
	5570					3・652	
						3・655	
		3・656					
齊	0152			3・657	湖北省		
	0355			3・650			
	1142			3・691			
	3626			3・731			
	戦国璽印分域編			3・813			
	编号	印影部分		8・1			
	659			8・2			
	681			6・52		河南省	
	戦国璽印分域編			7・8			
	编号	印影部分		7・5			
	659			7・7			
681		7・6					
三晋	0726			5・169	陝西省		
	0727			5・170			
	1153			5・171			
				5・293			
秦	5708			5・294	陝西省		
	戦国璽印分域編			5・332			
	编号	印影部分		5・337			
	2818			5・338			

[表三]

艸【草】 ^(因注三)										
古璽彙編			二十世紀新出土璽印集成		古陶文彙編					
系分け	番号	印影部分	正面	裏面	印影部分	番号	出土地			
燕	0293					3・102	山東省			
	2283					3・233				
	2284					3・355				
	2286					3・372				
	2288					3・373				
齊	3142								3・627	
	3676								3・828	
	2303								3・859	
楚	戦国璽印分域編								3・1130	
	番号	印影部分							6・105	河南
	1078					6・157				
	1249					6・184				
	1311					9・33	不詳			
三晋	戦国璽印分域編					9・45				
	番号	印影部分				9・89				
	1415									
	1417									
	1679									

[表四]

鋤								
古璽彙編			二十世紀新出土璽印集成		古陶文彙編			
系分け	番号	印影部分	正面	裏面	印影部分	番号	出土地	
燕	0126					4・7	河北省	
	0361					4・18		
	0362					4・21		
	0363					4・29		
	0364					4・31		
	0365							
	0366							
	0367							

(注)

(注1) 『古璽彙編』(羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月 六四頁)

所載の番号「〇三六八」釈文「中軍豆(鼓)車」は、同書に載せているほかの燕国長細型璽印の形制特徴と違い、印鈕は双鼻鈕で、印面の文字には、枠が付くという特徴がある。その用途は、共存する他の燕国の長細形璽印と違うと考えている。璽印の一般的な形制特性(印体、印面、印鈕)を持っているが、璽印に属していない器物であり、明示牌として用いられていたと考えている。【中軍豆(鼓)車】は璽印ではなく、執筆者の見るところ明示牌である。すなわち二つの鈕の穴に紐を入れて、中軍の鼓車に繋いで、他の車輻と区別する、即ち今の車のナンバープレートと同じ用途と考えている。詳しくは執筆者の修士論文『燕国璽印研究——長細型璽印とその用途を中心に』の第一章を参照。

(注2) 『燕下都(上)』(河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月) 八四二頁

(注3) 『燕下都(下)』(河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月) 図版一七九(一六)

(注4) 北京大学 中国語文学系中国古典文献学 博士研究生學位論文『戦国題銘与工官制度』(二〇〇二年五月)

(注5) 趙平安「燕国長條形陽文璽印中的所謂襯字問題」(『考古與文物』二〇〇五年増刊)

(注6) 『金文釈読與文明探索』(趙平安著 上海古籍出版社 二〇一一年十月) 一三五頁

(注7) 『二十世紀出土璽印集成』(周曉陸主編 中華書局 二〇一〇年一月) 四八頁

(注8) 『胡厚宣先生紀念文集』(科學出版社 一九九八年十一月 一九八頁) 吳振武氏執筆の「燕国璽印中的(身)字」に、次のような記載が

ある。「曾見公家所藏一燕国長条形陽文里尹用璽、璽文六字、「里(尹+月)」之後所跟也是「身端」二字、身的写法与前掲b(『璽印彙編』三四六三)、c(『璽印彙編』五六八五) 兩璽上的身相近。可知、燕国長条形官璽自称身(信)端、并非孤例。」

(注9) 印影、出土地及び収蔵場所とも、すべて不明であるが、確かに存在している。

(注10) 『芸林月刊』第八十五期 民国二十六年一月(一九三七年) 出版

(注11) 執筆者の修士論文(平成二十五年)に収めた、写真や図版をみることができる燕国長細形璽印の八件をいう。即ち『古璽彙編』に収録している七件「〇〇二二、〇一二六、〇三六一、〇三六三、〇三六四、〇三六五、五五六二」と本論文の対象である【閔市艸(草)端】の八件を指す。

(注12) 『書道全集 別巻I 印譜・中国』(平凡社 昭和五二年) 一六頁

(注13) 『中国書法全集』九二・先秦璽印篆刻編(劉正成主編 榮宝齋出版社 二〇〇三年二月) 六〇頁

(注14) 『中国書法全集』九二・先秦璽印篆刻編(劉正成主編 榮宝齋出版社 二〇〇三年二月) 五〇頁

(注15) 端は、鐔形器の一種であると考えている。鐔の早期の形を守る以外に、その量器としての用途が燕国で発展し、器形も大きくなりながら、大きさが定式化した。本来の用途である酒器、祭器の上に、主に量器として使用されている。すなわち鐔の支派の中に、新しい器物が出来たのである。この燕国の長細形印跡が付いている陶器を「燕陶端」と命名することができると考える。総合的に見れば、燕国の長細形璽印は、よく陶器に鈐印されている。印文と印跡の文字内容より、大抵、工匠名、監造機関、紀年、名義上の最高監造者、陶器の出産地、限定された販売場所、器名、所有者(機関名)の八種類に分けられる。陶器に見える長細

形印跡は、一般的に器物の縁部、柄部、肩部、腹部、内底部の五つの

どこかに位置している。燕陶罇には、工匠名、監造機関、紀年、名義上

の最高監造者、陶器の出産地、限定がある販売場所、器名の七種類を含

む異なる組み合わせの形式で、全ての燕陶罇の器身に見える。鈴印位置

は、肩部、腹部、内底部の三箇所が主である。厳しい手続きの上に監造

される燕陶罇が、量器として使われた理由の一つと考えている。すなわ

ち燕陶罇の見えやすい肩部と腹部に鈴印して、他の器物と区別し、量

器の燕陶罇のしるしとしてしているのである。また、内底部に鈴印するの

は、偽造防止のためと考えている。材料は灰陶で、器高は二三・〇cm、

二八cm、口径は一二・四cm、底径は九cm、一〇cmである。

また口は円く、縁は外に巻き、頸には直頸、短頸及び頸の有無の区別が

ある。器身は鼓腹で、底には平底と円底の別がある。また器表を縄紋で

飾っている。特に肩部には長細形印跡（一般には印跡が工匠名、監督官

名、紀年時間の三つの組み合わせの形式で出る。）と乳釘の数が一つ（『古陶

文彙編』（高明 中華書局版 北川博邦訳 東方書店 一九八九年五月 番

号四・三一 三六三頁）から六つ（『古陶文彙編』（高明 中華書局版 北

川博邦訳 東方書店 一九八九年五月 番号四・二 三五二頁）乳釘の

数は更に多いものもある。）のものがあり、乳釘には類似の円形捺印もあつ

て、乳釘に陰陽の区別が生じている。以上が、燕陶罇の一般的な特徴で

ある。

(注16) 執筆者の修士論文『燕国璽印研究—長細型璽印とその用途を中心に』

において、この長細形の燕国璽印が、祭器、酒器、量器の三用途を具え

(注17) 『説文解字（附檢字）』（漢）許慎撰 中華書局影印本 中華書局 一

九七九年十月 二四九頁

(注18) 裘錫圭「戦国文字中的市」（『考古學報』一九八〇年第三期）二九一

頁

(注19) 『説文解字（附檢字）』（漢）許慎撰 中華書局影印本 中華書局 一

九七九年十月 一五頁

(注20) 『古文字構成学』（劉劭 著 福建人民出版社 二〇〇六年一月）二

三頁

(注21) 『古文字構成学』（劉劭 著 福建人民出版社 二〇〇六年一月）三

四五頁

(注22) 「瘝、二日一癢癢从疒亥声」（『説文解字（附檢字）』（漢）許慎撰 中

華書局影印本 中華書局 一九七九年十月 一五五頁

(注23) 『戦国古文字典（戦国文字声系）』（何琳儀著 中華書局 二〇〇七年

五月）同声系の文字を互いに使われている例があるので、参考になる

(注24) 『青箱雜記』（宋）吳処厚撰 李裕民点校 中華書局 一九九七年十

二月 三〇頁

(注25) 傅振倫「燕下都的宮建（続）」（『中国歴史博物館館刊』一九九三年十

二月）三九頁

(注26) 『古陶文彙編』（高明 中華書局版 北川博邦訳 東方書店 一九八九年

五月）番号四・七、四・二一、四・三一参照。

(注27) 『燕下都（上）』（河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八

月）二六一頁（文）二六二頁（図）

【表における注】

図注一 原則として、単字の「門」が有れば、「門」字を取り入れ、無ければ、

「門」偏で構成した文字を取り入れた。なお、『古陶文彙編』収載の河北

出土陶文には、「門」及び門偏で構成した文字がないため、本論文には

収録しない。

図注二 『古陶文彙編』及び『戦国璽印分域編』には、「市」字を載せていない。

また、手元の璽印類資料中には、楚国璽印にも「市」字は見ることで
きない。『包山楚簡』に収載する「市(𠄎、𠄎)」が参考になる。

図注三 原則として、単字の「艸」が有れば、「艸」字を取り入れて使ひ、無
ければ、「艸」偏で構成した文字を取り入れて使ひ。

〈参考文献〉

- 『古璽彙編』 故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月
『古璽文編』 故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十月
『古陶文彙編』 高明 中華書局版(東方書店) 一九八九年五月
『古陶文字徵』 高明 葛英會 中華書局(東方書店) 一九九〇年四月
『燕下都』(上、下) 河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月
『陶文編』 金祥恒 芸文印書館 一九六四年
『二十世紀新出土璽印集成』 周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月
『古陶字彙』 徐谷甫 王廷林 上海書店 一九九四年五月
『戦国璽印分域研究』 陳光田 岳麓書社 二〇〇九年
『戦国古文字典(戦国文字声系)』 何琳儀 中華書局 一九九八年九月
于軍・吳磐軍「新見燕下都陶尊及其銘文的初步研究」『文物春秋』二〇一二年
二月
『戦国東方五国文字構形系統研究』 趙学清 上海教育出版社 二〇〇五年十月
『説文解字』(漢) 許慎 中華書局 一九七九年
『戦国璽印分域編』 莊新興編著 上海書店出版社 二〇〇一年
『中國璽印類編』 小林斗盒 二玄社 一九九六年二月
『書道全集 別卷I 印譜・中国』 平凡社 昭和五二年
『中国書法全集一九二・先秦璽印篆刻編』 劉正成主編 榮宝齋出版社 二〇〇
三年一月
裘錫圭「戦国文字中的市」『考古學報』一九八〇年第三期

『戦国古文字典(戦国文字声系)』 何琳儀著 中華書局 二〇〇七年五月
『青箱雜記』(宋) 吳玘厚撰 李裕民点校 中華書局 一九九七年十二月